

議案第1号

北名古屋市地域公共交通会議設置規約等の制定について

北名古屋市地域公共交通会議の運営に係る、以下の規約等の制定について、議決を求めます。

- 1 北名古屋市地域公共交通会議設置規約
- 2 北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程
- 3 北名古屋市地域公共交通会議傍聴規則
- 4 北名古屋市地域公共交通会議の委員の報酬及び費用弁償に関する規程
- 5 北名古屋市地域公共交通会議事務取扱規程

令和5年10月16日提出

北名古屋市 防災環境部長 桑原 邦 匡
(所管部署提案)

北名古屋市地域公共交通会議設置規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、市民の生活や来訪者に必要な移動手段の確保及び利便性の増進を図り、持続可能な地域公共交通の実現に必要な事項を協議するため、北名古屋市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 主に市内における一般乗合旅客自動車運送及び一般乗用旅客自動車運送の態様に関する事項
- (2) 活性化再生法の規定に基づく地域公共交通計画の策定、見直し及び実施に関する事項
- (3) 主に市内の公共交通施策に関する事項
- (4) 交通会議の運営に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、25名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。ただし、任命の場合は、書面による辞令の交付を省略することとする。

- (1) 市内に路線を有する鉄道事業者の代表者
- (2) 市内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 主に市内を事業区域とする一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 前2号に掲げる事業者の事業用自動車の運転者の代表及びその組織する団体の代表者
- (5) 市民又は利用者の代表者

- (6) 主に市内に事業所を有する企業又は従業員や顧客を送迎することを目的として市内を運行する企業の代表者及び商工会の代表者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者
 - (9) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
 - (10) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
 - (11) 愛知県西枇杷島警察署長又はその指名する者
 - (12) 北名古屋市道路管理者又はその指名する者
 - (13) 北名古屋市立地適正化計画を所管する部の部長又はその指名する者
 - (14) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から起算して2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長及び監事は、会長の指名によりこれを定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長又はその指名する者が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員の代理者の出席がある場合は、その代理者の出席をもって委員が権限を委任したとみなし、委員が出席したものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、次の各号のいずれかに該当すると会長が認めた場合は、非公開とすることができる。

(1) 市民の生活や来訪者の移動に混乱が生じる場合

(2) 第3条に掲げる所掌事務に支障が生じる場合

(3) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる場合

6 会長は、必要があると認める場合は、第3条第1項各号に掲げる委員に限らず、議事に関係のある者をオブザーバーとして会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の開催に代え、書面又はインターネットを用いたウェブ会議の方法により決議を行うことができる。ただし、委員が参集して会議に出席することを妨げるものであってはならない。

(1) 委員が参集して会議を開催することが困難である特別な事情がある場合

(2) 緊急を要する場合

(3) 軽微な事項である場合

(協議の結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第7条 会長は、会議の審議内容に関する予備的検討その他会議の議事を円滑に進めるため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、北名古屋市西之保清水田15番地に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

2 交通会議の運営に関する予算の編成、収入及び支出、決算の調製その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改正)

第10条 この規約及び北名古屋市地域公共交通会議で定める規程等（以下「その他の規程」という。）の改正は、第5条の規定により行う。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は、第5条の規定によらず、次回の会議開催時の報告事項とする。

(1) 引用する法律、条例、規則等の名称が変更された場合

(2) 第3条に掲げる委員の構成団体の名称が変更された場合

(3) 第8条に掲げる事務局の位置及びその他の規程に掲げる事務局の組織、職名等の名称が変更された場合

(4) 北名古屋市地域公共交通会議専門部会設置規程第2条各号及び別表に掲げる専門部会の名称を変更する場合

(5) その他、会長が軽微な改正と認める場合

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年10月16日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

北名古屋地域公共交通会議専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、北名古屋地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、専門部会の組織、運営その他必要な事項を定める。

(名称、協議事項及び議決等の有無)

第2条 専門部会の名称、協議事項は次のとおりとする。

(1) タクシー部会

主に一般乗用旅客自動車運送事業について、会議に諮る事案の調査、検討及び協議を行うこととする。

(2) バス部会

主に一般乗合旅客自動車運送事業について、会議に諮る事案の調査、検討及び協議を行うこととする。

(3) ケッタ部会

主に鉄道駅利用者が利用する自転車駐車場事業について、会議に諮る事案の調査、検討及び協議を行うこととする。

(4) 計画策定業務提案審査部会

北名古屋地域公共交通計画の策定について、策定を希望する事業者からの提案に対して審査を行うこととする。

(5) 運賃部会

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃及び料金についての協議を行うこととする。

2 前項第1号から第3号までに掲げる専門部会は、北名古屋地域公共交通会議の議長（以下「会議の議長」という。）からの要請がない限り、議決又は決定を行うことができない。

3 第1項第4号及び第5号に掲げる専門部会は、会議の議長の要請によらず、議決又は決定を行うこととする。

(構成)

第3条 専門部会は、会議の委員のうち、別表の委員（以下「部会員」と

いう。)により組織する。

(役員)

第4条 専門部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置く。

2 部会長は、事務局の職員から北名古屋市地域公共交通会議の会長が指名する。

3 部会長は、専門部会の会議（以下「部会議」という。）の議事進行を行うとともに、部会議の議長として部会議を総括する。

(部会議の招集及び開催)

第5条 部会議は、部会長が招集する。

2 部会員は、都合により部会議を欠席するときは代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該部会員の出席とみなす。

3 部会長は、第2条第5号の部会議を除き、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して、部会議への出席を依頼することができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して、資料の提出を依頼することができる。

5 部会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、部会議の開催に代え、書面又はインターネットを用いたウェブ会議の方法により協議を行うことができる。ただし、部会員が参集して部会議に出席することを妨げるものであってはならない。

(1) 部会員が参集して部会議を開催することが困難である特別な事情がある場合

(2) 緊急を要する場合

(3) 軽微な事項である場合

6 前項の規定に基づき、書面の方法により協議を行うときは、第3項の規定は適用しない。

7 部会長は、部会議の審議内容について、会議の議長からの要請に関わらず、適宜会議へ報告するよう努めることとし、会議から意見があった場合は、その意見を反映するよう努めることとする。

8 部会長は、会議の議長から議決又は決定の要請を受けた部会議、第2

条第4項又は第5号の部会議を開催する場合は、規約第5条第2項及び第4項の規定に倣うこととし、審議内容及び結果について、会議の議長に報告する義務を有するものとする。

(部会議の公開)

第6条 部会議の公開は、規約第5条第5項の規定に倣うこととする。

2 部会議を公開する場合の必要な手続きは、北名古屋市地域公共交通会議傍聴規程の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会の名称	部会員
タクシー部会	規約第3条第1項第2号及び第4号の者
バス部会	規約第3条第1項第3号及び第4号の者
ケッタ部会	規約第3条第1項第1号及び第14号の者
計画策定業務 提案審査部会	タクシー部会、バス部会、ケッタ部会に所属する部会員のうち、会議の議長が指名する者
運賃部会	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項第1号から第4号までの者

北名古屋地域公共交通会議傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北名古屋地域公共交通会議が開催する会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴することができる者（会議の議長（以下「議長」という。）が会議の傍聴を許可した者をいう。以下「傍聴人」という。）の定員は10人とする。ただし、議長は、会議を開催する会場（以下「会場」という。）の都合により、定員を変更することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴を希望する者は、所定の場所で、傍聴者受付票に自己の住所、氏名、電話番号等を記入し、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定による受付は、会議の開催を公開した日から会議の開催日の5開庁日前の午後5時15分までとし、先着順に行うものとする。ただし、議長が受付時間を定めたときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者の数が前条に規定する傍聴人の定員に達したときは、同項の受付時間内になされた場合であっても受付しない。

4 前2項の規定にかかわらず、議長が特に傍聴を認めたときは、受付を行い、会議を傍聴させることができる。

(会場に入ることができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、会場に入ることができない。また、これらに該当することを申告せず、又は秘匿して入場した者に対しては、議長が退場を命じることができる。

- (1) 第3条第1項に基づく傍聴者受付票の記入や提出を拒む者
- (2) 第3条第1項に基づく傍聴者受付票に虚偽の記入をした者
- (3) 凶器その他危険な物を持っている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

- (5) 会議の審議に影響を及ぼす恐れのある服装や装飾物を身に着けている者
- (6) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
(会場への入場、退場等)

第5条 傍聴人は、会場への入場及び退場については、議長の指示に従うものとし、会場では、指定された席以外の場所に立ち入ることはできない。

- 2 傍聴人は、会議中においては、会場への入場及び退場はできない。ただし、議長がやむを得ない事情があると認め、これを許可したときは、この限りでない。
- 3 傍聴人は、会議中においては、議長の指示に従わなければならない。
- 4 傍聴人は、議長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等は、この限りでない。
- (5) 議長の許可なく写真撮影、録画、録音を等を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議に支障を及ぼす行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴者がこの規則の規定に違反していると認められる場合は、議長は、傍聴人に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による措置に従わない場合は、議長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月16日から施行する。ただし、最初の会議で議長が決定するまでの間は、「議長」及び「会長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

北名古屋地域公共交通会議の委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北名古屋地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）に基づき、北名古屋地域公共交通会議の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員が北名古屋地域公共交通会議の会議（以下「会議」という。）に出席したときの報酬の額は、1日につき6,000円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の職員
 - (2) 規約第5条第3項の規定により出席した者
 - (3) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員
- 2 委員が規約第5条第7項の規定により、インターネットを用いたウェブ会議に出席した場合は、報酬を支給するものとする。
- 3 委員が規約第5条第7項の規定により、書面で会議を行った場合は、報酬を支給しないものとする。
- 4 委員が規約第7条に基づく専門部会に出席した場合は、報酬を支給しないものとする。
- 5 委員が会議として行う先進地の視察や公共交通の利用促進に関する活動等に出席した場合は、報酬を支給するものとする。

(費用弁償)

第3条 規約第3条第7号の委員が会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）の規定に基づく旅費相当額とする。

(オブザーバーの出席を求めた場合の対応)

第4条 規約第5条第6項の規定によりオブザーバーの出席を求めた場合

は、前2条の規定を準用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、令和5年10月16日から施行する。

北名古屋地域公共交通会議事務取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条－第3条）
- 第3章 決裁（第4条）
- 第4章 事務（第5条－第9条）
- 第5章 財務（第10条－第16条）
- 第6章 委任（第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、北名古屋地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、北名古屋地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議（以下「会議」という。）に関すること。
- (2) 交通会議の資料の調製に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項に関すること。

（事務局員）

第3条 事務局は、別表第1の職名欄に掲げる職を置き、その職に充てる職員及び職務は、それぞれ同表の職員欄及び職務欄に掲げるとおりとする。

- 2 任免の発令権者は、交通会議の会長（以下「会長」という。）とする。ただし、書面による辞令の交付は省略することとする。

第3章 決裁

(専決等)

第4条 参事は、公印の調製、改刻及び廃止に関することを専決することができる。

2 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

3 前2項に掲げるもののほか、交通会議に関する事務の専決、代決その他事務処理について必要な事項は、北名古屋市決裁規程（平成18年北名古屋市訓令第4号）の例による。

第4章 事務

(文書の取扱い)

第5条 文書主任は、事務局長補佐を充てるものとする。

2 文書には、文書記号及び文書番号を付け、文書收受簿により整理しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

3 文書記号は、「北公交」とする。この場合において、当該文書が指令であるときは、文書記号の前に「指令」の文字を記入するものとする。

4 文書番号は、各文書に一連番号とし、毎年4月1日を起番とし、記号及び番号を付さなければならない。ただし、同一事案については、その事案の完結するまで同一番号を用いるものとする。

5 簡易な文書は、文書番号の代わりに「号外」と、事務局及び北名古屋市役所の庁内文書は文書番号の代わりに「事務連絡」と記し、処理することができる。

6 前5項に掲げるもののほか、文書の收受、処理、発送、保存、廃棄その他文書に関し必要な事項については、北名古屋市文書取扱規程（平成18年北名古屋市訓令第5号）の例による。

7 文書を公告するときは、北名古屋市公告式条例（平成18年北名古屋

市条例第3号)、広報に登載して施行するときは、北名古屋市広報発行規程(平成18年北名古屋市告示第3号)の定めるところによる。

(公印の取扱い)

第6条 公印の種類、名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管守者は、別表第2のとおりとする。

2 公印の保管その他公印に関し必要な事項については、北名古屋市公印規程(平成18年北名古屋市訓令第7号)の例による。

(情報公開の取扱い)

第7条 交通会議の保有する文書の開示等に関する事項については、北名古屋市情報公開条例(平成18年北名古屋市条例第7号)の例による。

(個人情報の取扱い)

第8条 交通会議の保有する個人情報の開示等に関する事項については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北名古屋市条例第28号)の例による。

(契約の取扱い)

第9条 契約の締結等については、北名古屋市契約規則(平成18年北名古屋市規則第40号)の例による。

2 交通会議に業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の委員は、別表第3の職名欄に掲げる職を置き、その職に充てる委員の役職及び職務は、それぞれ同表の役職欄及び職務欄に掲げるとおりとする。

3 前項に規定する委員長は、緊急の必要があり委員会を招集する時間がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き又は賛否を問い、委員会に代えることができる。

4 前2項に掲げるもののほか、業者選定その他入札に係る事項については、北名古屋市業者選定審査委員会規程(平成25年北名古屋市訓令第6号)、北名古屋市業者等選定要綱(平成25年北名古屋市告示第173号)及び北名古屋市指名停止措置要綱(平成25年北名古屋市告示第

174号)の例による。

第5章 財務

(予算)

第10条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

2 会長は、毎年会計年度予算を調製し、次回の会議に諮るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを北名古屋市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第11条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、次回の会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が会議の承認を得たときは、前条第3項の規程を準用する。

(予算区分)

第12条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第4のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第5のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第4及び別表第5に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第13条 会長は、交通会議の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用及び予備費の充用をすることができる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第14条 出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第15条 出納員は、事務局長補佐を充てるものとする。

2 出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を行う。

3 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(収入及び支出の手続き)

第16条 予算に係る収入及び支出の手続きは、北名古屋市予算決算会計規則（平成18年北名古屋市規則第37号）の例による。

(決算及び監査)

第17条 会長は、毎会計年度終了後、決算を調製し、次回の会議で承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第4条第5項の規定に基づく監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを北名古屋市長に送付しなければならない。

第6章 委任

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、交通会議の事務取扱に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年10月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	職員	職務
参事	北名古屋市の地域公共交通に関する業務を所管する部の部長又はこれに相当する職員	会長の命を受け、その事務を代理し、特定の事務を掌理する。
事務局長	参事に充てる職員に次ぐ職員	会長の命を受け、所掌事務を統括し、参事が事故又は欠けるときは、その職務を代理する。
事務局長補佐	事務局長に充てる職員に次ぐ職員	事務局長を補佐し、事務局長が事故又は欠けるときは、その職務を代理する。
事務局員	事務局長補佐に充てる職員に次ぐ職員	上司の命を受け、所掌事務に従事する。

別表第2（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管守者
北名古屋市地域公共交通会議会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北名古屋市 地域公共交通 会議会長之印 </div>	てん書	21mm × 21mm	一般文書用 (会長名)	1	事務局長
北名古屋市地域公共交通会議会長職務 代理者印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 北名古屋市 地域公共交通 会議会長職務 代理者印 </div>	てん書	21mm × 21mm	一般文書用 (職務代理者名)	1	事務局長

別表第3（第9条関係）

職名	職員	職務
委員長	参事	委員会の会務を総理する。
副委員長	事務局長	委員長を補佐し、委員長が事故又は欠けるときは、その職務を代理する。
委員	参事及び事務局長を除く北名古屋市の地域公共交通に関する業務を所管する部の管理職員	厳正かつ公平に、厳格なる適格者を選定する。

別表第4（第12条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	2 補助金
3 繰越金	1 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	4 諸収入

別表第5（第12条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 事務費
	2 諸費	2 諸費
2 事業費	1 事業費	3 事業費
3 予備費	1 予備費	4 予備費